

豊中市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業運営要綱

(目的)

第1条 この事業は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の3第3項に規定する小児慢性特定疾病児童等に対し、特殊寝台等の日常生活用具（以下「用具」という。）を給付することにより、日常生活の便宜を図り、小児慢性特定疾病児童の自立と社会参加を促進し、もって福祉の増進に資することを目的とする。

(用具の種目及び給付対象者)

第2条 給付等の対象となる用具は、別表1の「種目」欄に掲げる用具とし、その対象者は、豊中市内に住所を有し、同表の「対象者」欄に掲げる小児慢性特定疾病児童（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の3第3項に規定する医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等とする。

ただし、小児慢性特定疾病に係る施策以外の児童福祉法による施策及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による施策の対象とならない者に限る。

(給付の申請)

第3条 用具の給付を希望する対象者の保護者は、「小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付申請書」に「小児慢性特定疾病医療受給者証の写し」を添えて豊中市長（以下「市長」という。）に申請するものとする。

(給付の決定)

第4条 市長は、前条による申請書を受理したときは、当該申請に係る用具の必要性を調査し、「小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付調査書」を作成して、当該用具の給付の要否を決定するものとする。

2 市長は、用具の給付を決定したときは、「日常生活用具給付決定通知書」及び「日常生活用具給付券」（以下「給付券」という。）を、非該当とすることを決定したときは、「日常生活用具給付非該当決定通知書」をそれぞれ申請者に交付するものとする。

(用具の給付)

第5条 市長は、用具の給付を行うにあたって、用具の製作又は販売を業とする者（以下「業者」という。）に委託して行うものとする。

2 市長は、業者の選定に当たっては、低廉な価格で良質かつ適切な用具が確保できるよう地理的条件、アフターサービス等の可能性を十分勘案の上決定するものとする。

(費用の負担及び支払い)

第6条 用具の給付を受けた者の保護者は、別表2の基準により、用具の購入に要する費用の一部又は全部を負担するものとする。

なお、この場合、原則として、負担する額は用具の引渡しの日、給付券を添えて、直接業者に支払うものとする。

2 用具を納付した業者が市長に請求できる額は、用具の給付に必要な用具の購入に要する費用から用具の給付を受けた者の保護者が直接業者に支払った額を控除した額とする。

3 前項による請求は、給付券を添付して行うものとする。

(用具の管理)

第7条 用具の給付を受けた者は、当該用具を給付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、又は貸与若しくは担保に供してはならないものとする。

(給付台帳の整備)

第8条 市長は、用具の給付の状況を明確にするため「日常生活用具給付台帳」を整備するものとする。

(書類等の様式)

第9条 申請書その他の書類の様式については、市長が別に定める。

(委任)

第10条 この要綱の施行に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表 1

種 目	対 象 者	性 能
便 器	常時介助を要する者	小児慢性特定疾病児童が容易に使用し得るもの。(手すりをつけることができる。)
特 殊 マ ッ ト	寝たきりの状態にある者	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの。
特 殊 便 器	上肢機能に障害のある者	足踏ペダルにて温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。
特 殊 寝 台	寝たきりの状態にある者	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの。
歩 行 支 援 用 具	下肢が不自由な者	おおむね次のような機能を有する手すり、スロープ、歩行器等であること。 ア 小児慢性特定疾病児童の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの。 イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具となるもの。
入 浴 補 助 用 具	入浴に介助を要する者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用し得るもの。
特 殊 尿 器	自力で排尿できない者	尿が自動的に吸引されるもので小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用し得るもの。
体 位 変 換 器	寝たきりの状態にある者	介助者が小児慢性特定疾病児童の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの。
車 い す	下肢が不自由な者	小児慢性特定疾病児童の身体機能を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの。
頭 部 保 護 帽	発作等により頻繁に転倒する者	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの。

電気式たん吸引器	呼吸器機能に障害がある者	小児慢性特定疾病児童又は介護者が容易に使用し得るもの。
紫外線カットクリーム	紫外線に対する防御機能が著しく欠けて、がんや神経障害を起こすことがある者	紫外線をカットできるもの。
クー ル ベ ス ト	体温調整が著しく難しい者	疾病の症状に合わせて体温調整のできるもの
ネブライザー（吸入器）	呼吸器機能に障害のある者	小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用し得るもの。
パルスオキシメーター（動脈血中酸素飽和度測定器）	人工呼吸器の装着が必要な者	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、介助者等が容易に使用し得るもの。
ストーマ装具（蓄便袋）	人工肛門を造設した者	小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用し得るもの。
ストーマ装具（蓄尿袋）	人工膀胱を造設した者	小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用し得るもの。
人工鼻	人工呼吸器の装着又は気管切開が必要な者	小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用し得るもの。

別表 2

小児慢性特定疾病児童日常生活用具徴収基準額表（月額）

世 帯 階 層 区 分			徴収基準額	加算基準額(※1)
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯含む）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯		0 円	0 円
B	市町村民税非課税世帯		1,100	110
C	市町村民税均等割りのみ課税世帯		2,250	230
D1		所得割額 3,000 円以下	2,900	290
D2		〃 3,001 円～ 5,800 円	3,450	350
D3		〃 5,801 円～ 8,700 円	3,800	380
D4		〃 8,701 円～ 13,000 円	4,250	430
D5		〃 13,001 円～ 17,400 円	4,700	470
D6		〃 17,401 円～ 22,400 円	5,500	550
D7		〃 22,401 円～ 28,200 円	6,250	630
D8		〃 28,201 円～ 58,400 円	8,100	810
D9		〃 58,401 円～ 75,000 円	9,350	940
D10		〃 75,001 円～ 96,600 円	11,550	1,160
D11		〃 96,601 円～ 121,800 円	13,750	1,380
D12		〃 121,801 円～ 175,500 円	17,850	1,790
D13		〃 175,501 円～ 221,100 円	22,000	2,200
D14		〃 221,101 円～ 380,800 円	26,150	2,620
D15		〃 380,801 円～ 549,000 円	40,350	4,040
D16		〃 549,001 円～ 579,000 円	42,500	4,250
D17		〃 579,001 円～ 700,900 円	51,450	5,150
D18		〃 700,901 円～ 849,000 円	61,250	6,130
D19		〃 849,001 円～ 1,041,000 円	71,900	7,190
D20		〃 1,041,001 円以上	全 額	左の徴収基準月額の 10%。ただし、その額が 8,560 円に満たない場合は 8,560 円